

一宮市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更後の一宮市農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、一宮市の住民は、一宮市農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、令和8年3月23日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨にとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告する。

また、一宮市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年3月23日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年2月20日

一宮市長 中野 正康

- 1 一宮市農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間
自 令和8年2月20日
至 令和8年3月23日
- 2 一宮市農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課

一宮市本町2丁目5番6号